

浜松市告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年8月24日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年8月24日から2週間浜松市浜名土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月24日

浜松市長 中野祐介

道路 の 種類	路 線 名	区 間	別	幅 員	延 長
県道	熊小松天竜川 停車場線	浜松市浜名区宮口4831番139地内から 浜松市浜名区宮口245番5地内まで	前	最小 8.10m～ 最大 19.10m	500.00m
			後	最小 13.00m～ 最大 30.10m	
県道	浜北三ヶ日線	浜松市浜名区宮口4831番139地内	前	最小 13.80m～ 最大 19.10m	63.00m
			後	最小 15.20m～ 最大 20.50m	